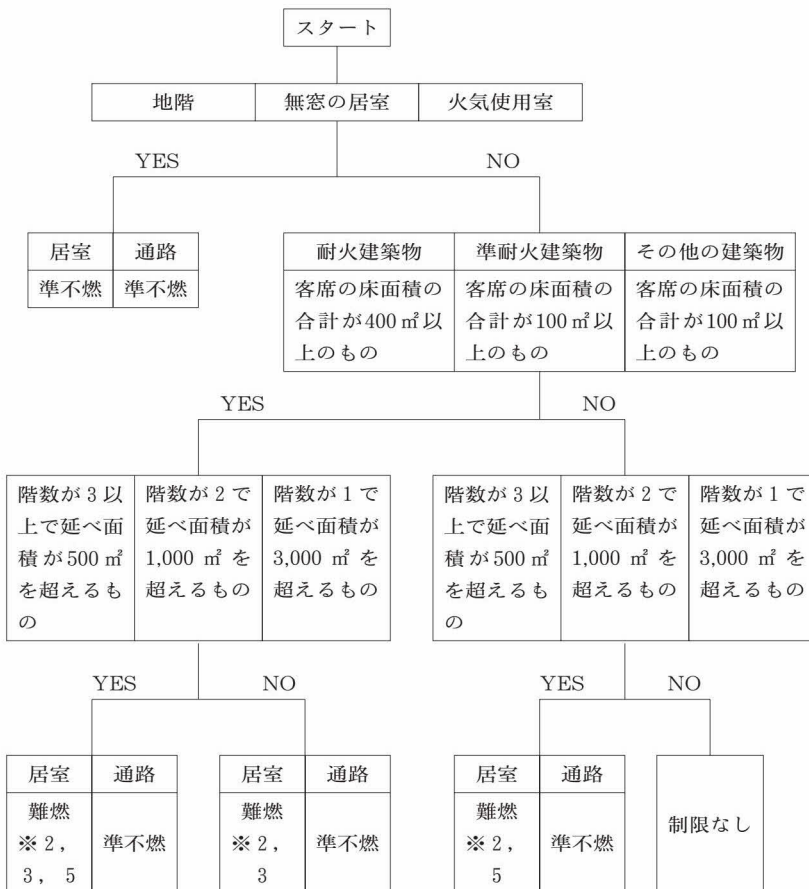


① II 第1 建築基準法関係

フローチャート1 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場

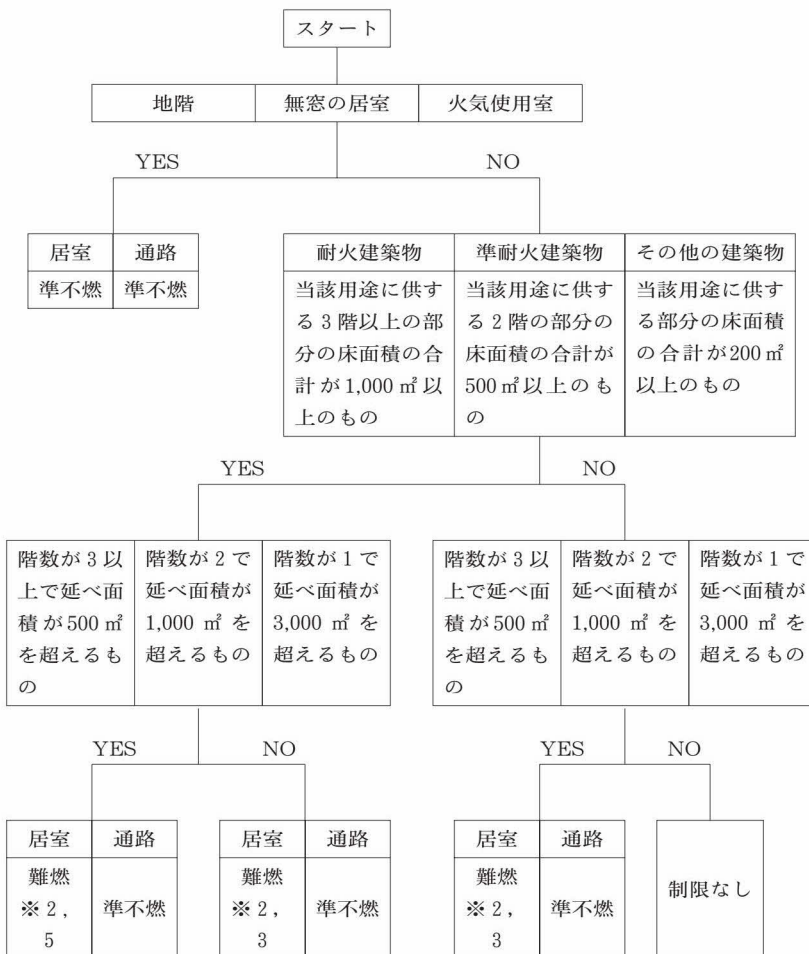


以下のフローチャートに共通

- ※1 当該用途に供する部分で床面積の合計100㎡（共同住宅の住戸にあっては200㎡）以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画されている部分の居室を除く。
- ※2 居室の壁で床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。
- ※3 3階以上の階に居室を有する建築物の当該用途に供する居室の天井の室内に面する部分にあっては、準不燃材料
- ※4 病院, ホテル, 共同住宅……の用途で高さ31m以下の部分を除く。
- ※5 床面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画され、かつ、建基法別表第1(い)欄に掲げる用途に供しない部分の居室で耐火又は準耐火建築物の高さが31m以下の部分にあるものを除く。

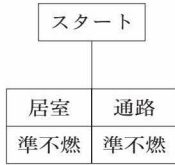
① II 第1 建築基準法関係

フローチャート3 百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）

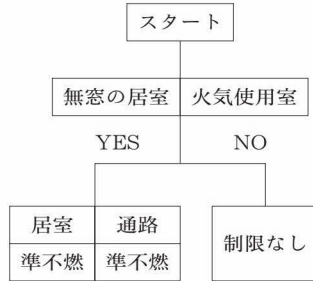


フローチャート 4

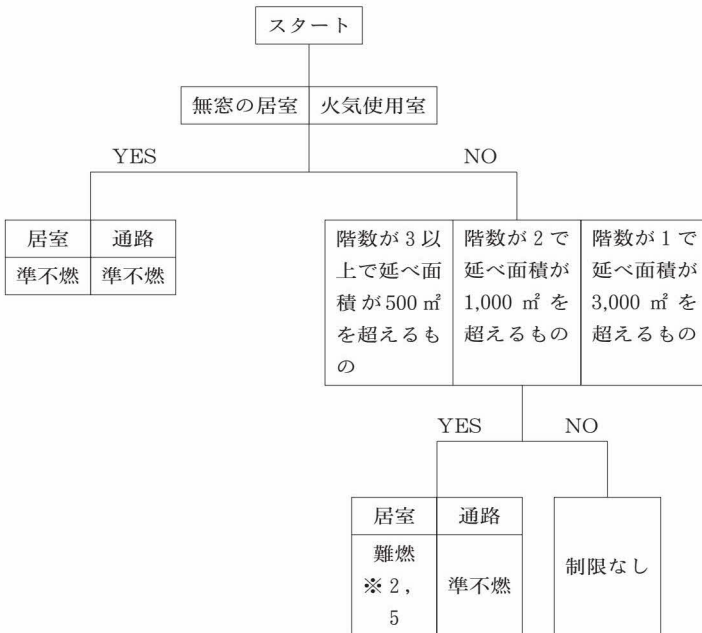
自動車車庫，自動車修理工場



フローチャート 5 学校等



フローチャート 6 その他の用途



① II 第1 建築基準法関係

(2) 階数が11以上の階の内装制限

11階以上の各階の床面積の合計が100㎡を超えるもの	当該部分の室内の壁※ ² 及び天井の下地及び仕上げ※ ³	適用範囲除外
床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画		階段室 昇降機の昇降路（乗降ロビーを含む） 廊下その他避難の用に供する部分 共同住宅の住戸で、床面積の合計が200㎡以内で区画されたもの
床面積の合計200㎡以内ごとに防火区画※ ¹	準不燃材料	
床面積の合計500㎡以内ごとに防火区画※ ¹	不燃材料	

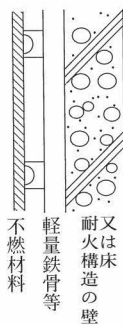
※ スプリンクラー設備等を設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。

※¹ 特定防火設備に限る。

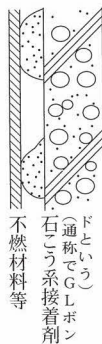
※² 床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。

※³ 回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。

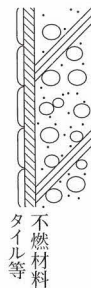
ア 下地とも不燃に該当する例



1.5 図1

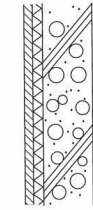


1.5 図2



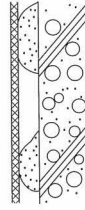
1.5 図3

イ 下地とも準不燃に該当する例



木毛セメント板等
不燃材料

1.5 図4

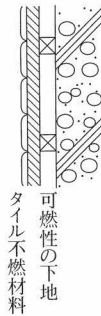


(通称でG.Lボード
石こう系接着剤
準不燃材料

1.5 図5

注 1.5 図2, 図5のように石こう系接着剤等で張る工法は仕上表などでは G. L 工法と記入されることもある。

ウ 下地とも準不燃にならない例



可燃性の下地
タイル不燃材料

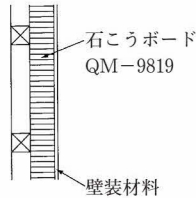
1.5 図6

エ 耐火構造の壁に仕上材を張る例



化粧アルミニウム積層石こうボード
NM-9468

1.5 図7 不燃仕上げ



石こうボード
QM-9819

壁装材料

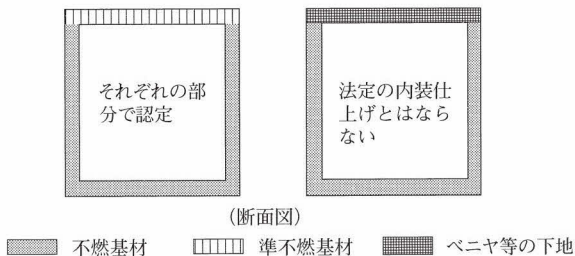
1.5 図8 準不燃仕上げ

〈材料，設備等〉

用 語	コード	認定番号
不燃材料	NM	NM-0000
外部仕上げ用	NE	NE-0000
準不燃材料	QM	QM-0000
外部仕上げ用	QE	QE-0000
難燃材料	RM	RM-0000
外部仕上げ用	RE	RE-0000
防火地域又は準防火地域における屋根	DR	DR-0000
不燃性の物品を保管する倉庫等	DW	DW-0000
建基法22条区域における屋根	UR	UR-0000
不燃性の物品を保管する倉庫等	UW	UW-0000
特定防火設備（防火区画の開口部）	EA	EA-0000
耐火建築物等の外壁に設ける防火設備（遮炎性能）	EB	EB-0000
防火地域等の外壁に設ける防火設備（準遮炎性能）	EC	EC-0000
界壁等を貫通する風道に設ける防火設備（防火ダンパー等）	ED	ED-0000
熱感知器と連動した防火設備の自動閉鎖機構	CAT	CAT-0000
煙感知器と連動した防火設備の自動閉鎖機構	CAS	CAS-0000

(4) 認定と検定について

認定とは法定材料であることの証明であり，国土交通大臣が個別に商品名を指定するが，検定とは業界の自主的な性能表示であり，検定の表示があるだけのものは単なる防火材料であり，法的に内装の制限を受けるものは認定品でなければならない。



1.5 図9

① II 第1 建築基準法関係

1.6 階段の規制

関係法令等

建基令 第 23 条	(階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法)
第 24 条	(踊場の位置及び踏幅)
第 25 条	(階段等の手すり等)
第 26 条	(階段に代わる傾斜路)
第 27 条	(特殊の用途に専用する階段)
第 85 条	(積載荷重)
第 107 条	(耐火性能に関する技術的基準)
第 107 条の 2	(準耐火性能に関する技術的基準)
第 108 条	(防火性能に関する技術的基準)
第 108 条の 3	(耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準)
第 112 条	(防火区画)
第 120 条	(直通階段の設置)
第 121 条	(2 以上の直通階段を設ける場合)
第 121 条の 2	(屋外階段の構造)
第 122 条	(避難階段の設置)
第 123 条	(避難階段及び特別避難階段の構造)
第 123 条の 2	(共同住宅の住戸の床面積の算定等)
第 124 条	(物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅)
第 125 条	(屋外への出口)
第 125 条の 2	(屋外への出口等の施錠装置の構造等)
第 126 条の 2	(排煙設備の設置)
第 126 条の 4	(非常用の照明装置の設置)
第 128 条	(敷地内の通路)

仙台市建築基準法運用指針 法第35条関係 階段
建築物の防火避難規定の解説 日本建築行政会議 編集

- (1) 建基令による階段の種類は、直通階段、避難階段及び特別避難階段、その他の階段がある。

ア 直通階段

直通階段とは、建築物のある階からその階を通じて避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）に容易に到達できる階段をいう。直通階段については歩行距離とその数が定められている。

(ア) 居室の各部分から直通階段に至る歩行距離（建基令120）

1.6 表1

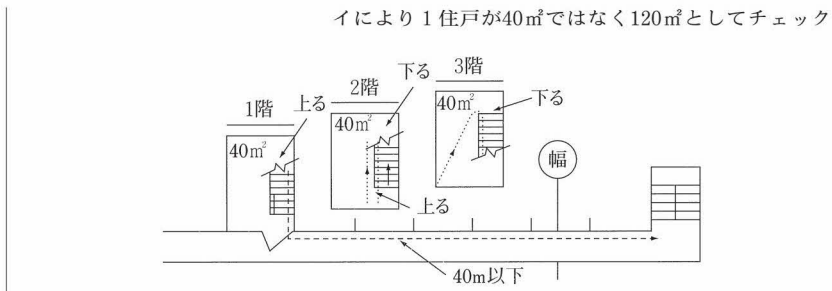
居室の種類		建築物の構造	主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合		その他
			14階以下	15階以上	
(1)	無窓の居室（有効採光面積＜居室×1/20）				
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）を主たる用途に供する居室		30m以下	20m以下	30m以下
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるもの。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）を主たる用途に供する居室		50m以下	40m以下	30m以下
(3)	(1)又は(2)に掲げる居室以外の居室		50m以下	40m以下	40m以下
(4)	居室、廊下、階段、通路の壁（床面から1.2m以下の部分を除く。）及び天井（ない場合は屋根）の仕上げを準不燃材料としたもの		+10m		

ア メゾネット型共同住宅（主要構造部は準耐火構造、1住戸の階数2又は3に限る。）の住戸で出入口が、1の階のみにあるものの出入口のない階については、住戸内専用階段を通して出入口のある階の直通階段までの歩行距離が40m以下の場合、上表の規定の適用はない。（建基令120④）

イ アの要件をそなえている場合、建基令119（廊下の幅）、121①(5)、(6)イ（2以上の直通階段の設置。これらの規定を121②の規定により読み替える場合を含む）、122①（避難階段の設置）、123③(12)（特別避難階段の付室、バルコニー、階段室等の床面積）の各規定の適用に当たっては、出入口のない階はすべて出入口のある階にあるものとみなす。（建基令123の2）

注 アについては、各階に直通階段を設けなければならない旨の規制を緩和したものであるが、イについては逆にこれらの条項の規定をチェックする際には、これらの規定が床面積と対応して規制しているので、出入口のある階の床面積のみでチェックしたのでは不合理である。避難荷重がその階に集中する以上、出入口のない階の床面積と合計したものでチェックするのが筋ではないか、ということのできた条項であるから、強化ということになる。

① II 第1 建築基準法関係



(イ) 直通階段を2以上設けなければならない階 (建基令121)

1.6 表2

建築物の用途		対象階 (地下街を除く。)	主要構造部		
			準耐火構造又は不燃材料	その他	
(1)	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂, 集会場又は物品販売業を営む店舗 (床面積の合計が1,500㎡を超えるもの)	客席, 集会室, 売り場のある階	全部に適用	全部に適用	
(2)	キャバレー, カフェー, ナイトクラブ又はバー	客席, 客室のある階	原則として全部に適用 (緩和規定※1, ※2)		
	個室付浴場業等を営む施設				
	ヌードスタジオ等 ((1)に該当するものを除く。)				
	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設				
	店舗型電話異性紹介営業等を営む店舗				
(3)	病院若しくは診療所	病室, 主たる用途に供する居室のある階	100㎡を超えるもの	50㎡を超えるもの	
	児童福祉施設等 (幼保連携型認定こども園を含む。)				
(4)	ホテル, 旅館若しくは下宿	宿泊室のある階	200㎡を超えるもの	100㎡を超えるもの	
	共同住宅	居室のある階			
	寄宿舎	寝室のある階			
(5)	上記以外の階	6階以上の階	原則として全部に適用※3		
		5階以下の階	避難階の直上階	400㎡を超えるもの	200㎡を超えるもの
			その他の階	200㎡を超えるもの	100㎡を超えるもの

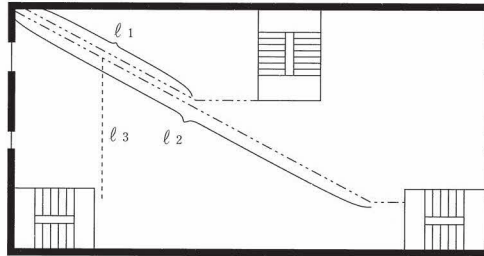
- ※1
 - 5階以下の階であること
 - その階の居室の床面積の合計 $\leq 100\text{m}^2$ （主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合は 200m^2 ）
 - その階に避難上有効なバルコニー，屋外通路，その他これらに類するものがあること。
 - その階から避難階又は地上に通じる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられていること。
- ※2
 - 避難階の直上階又は直下階であること。
 - 5階以下の階であること。
 - その階の居室の床面積の合計 $\leq 100\text{m}^2$ （主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合は 200m^2 ）
- ※3
 - (1)～(3)の用途以外の階でその階の居室の床面積の合計 $\leq 100\text{m}^2$ （主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合は 200m^2 ）
 - その階に避難上有効なバルコニー，屋外通路，その他これらに類するものがあること。
 - その階から避難階又は地上に通ずる屋外避難階段又は特別避難階段が設けられていること。

注 直通階段を屋外階段とする場合は幅90cm以上とすること。（建基令23）

(ウ) 重複区間（建基令121③）

2以上の直通階段を設ける場合，二方向避難を確保する必要があるの
で，それぞれの直通階段への経路はその歩行距離（1.6表1の数値）
の2分の1を超えて重複してはならない。

例 耐火構造の百貨店で内装の仕上げを準不燃材とした場合（14階以
下の場合）



$l_1=18\text{m}$
 $l_2=60\text{m}$
 $l_3=30\text{m}$
 l_1 と l_2 の重複距離 $18\text{m} \leq 40\text{m} \times \frac{1}{2}$ よってOK

1.6 図1

① II 第1 建築基準法関係

(エ) その他（建基令121④）

1.6表2(3)・(4)の階による、2以上の直通階段の設置の規定は、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の避難階以外の階（階段の部分が一定の基準による構造であるもので区画されている建築物又は国土交通大臣が定める建築物（告示未制定）の避難階以外の階に限る。）については適用しない。

イ 避難階段及び特別避難階段

(ア) 設置を要する建築物（建基令122）

1.6表3

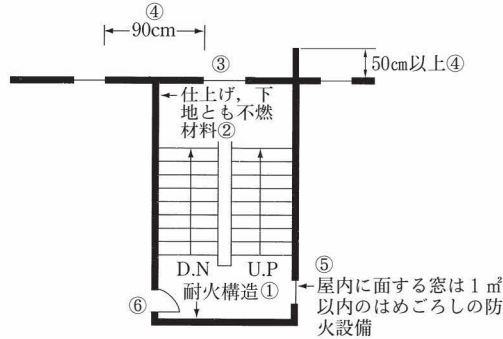
避難階段又は特別避難階段とすべきもの	5階以上の階に通ずる直通階段	※ 次のものは除外される。 1 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている建築物で5階以上又は、地下2階以下の階の床面積の合計が100㎡以下のもの。 2 主要構造部が耐火構造である建築物で床面積の合計100㎡以内ごと（共同住宅は200㎡）に耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されたもの。
	地下2階以下の階に通ずる直通階段	
	3階以上の階を物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る。）	各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設置することが必要であり、2以上の直通階段を避難階段又は特別避難階段としなければならない。
特別避難階段とすべきもの	15階以上の階に通ずる直通階段	上記※2と同じ除外あり。
	地下3階以下の階に通ずる直通階段	
	5階以上の階を物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500㎡を超えるものに限る。）	5階以上の売場に通ずる直通階段はその1以上を、15階以上の売場に通ずる直通階段はそのすべてを、特別避難階段としなければならない。

(イ) 屋内避難階段の構造（建基令123①）

- ① 階段室は開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- ② 天井及び壁の仕上げ、下地は不燃材料で造る。
- ③ 採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備の設置
- ④ 外壁に開口部（1㎡以内のはめごろしの防火設備は除く。）を設け

る場合は、他の開口部、壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90cm以上離すか、間に50cm以上突出したそで壁、ひさし等を設ける。

- ⑤ 屋内に面する窓は、1㎡以内のはめごろしの防火設備とする。
- ⑥ 出入口は、避難方向に開く防火設備（建基令112⑨(2)）とする。
- ⑦ 階段は耐火構造とし、避難階まで直通するもの。



- ③ 採光上有効な開口部か予備電源を有する照明設備
- ④ 外壁面より50cm以上突出したそで壁、ひさし等がある場合を除いて90cm以内には（1㎡以内で防火設備のはめごろし窓以外）開口部がないこと。
- ⑥ 建基令112⑨(2)の防火設備で避難方向に開くこと。1.7参照

1.6 図2

(ウ) 屋外避難階段の構造（建基令123②）

- ① 階段は他の開口部（1㎡以内のはめごろしの防火設備は除く。）から2m以上の距離に設ける。
- ② 出入口は、避難方向に開く防火設備（建基令112⑨(2)）とする。
- ③ 階段は耐火構造とし、地上まで直通すること。

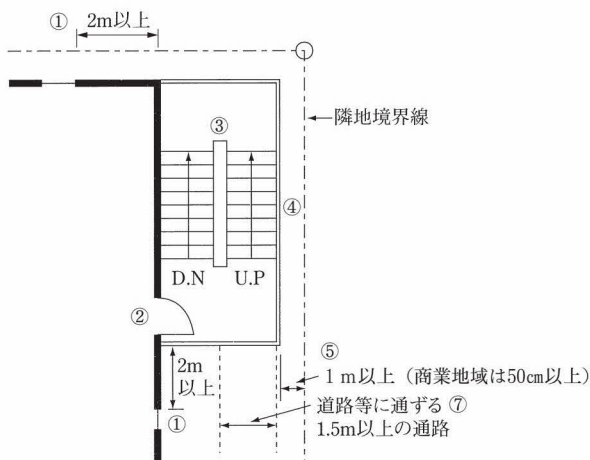
仙台市建築基準運用方針

- ④ 階段周長の2分の1以上が外気に有効に開放（開放部分の高さが1.1m以上、かつ、天井高の2分の1以上）されているもの。
- ⑤ 隣地境界線から屋外階段までの水平距離が商業地域にあっては50cm以上、その他の地域にあっては1m以上あること。
- ⑥ 同一敷地内の他の建築物又は建築物の部分から2m以上の水平距離があること。

建基令128 敷地内の通路

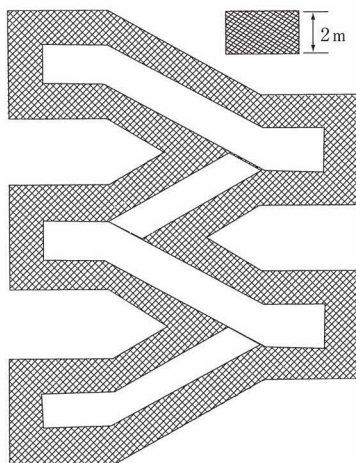
① II 第1 建築基準法関係

- ⑦ 屋外避難階段の出口から道等に通ずる幅員1.5m以上の通路を設ける（階数が3以下、延べ面積200㎡未満の建築物の敷地内にある場合は90cm以上）。

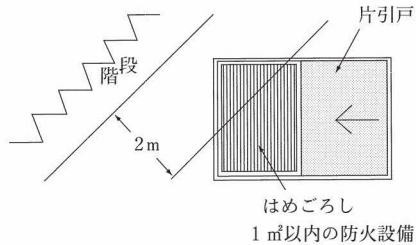


1.6 図3

注 鉄骨の階段は、耐火構造の階段に含まれる。(H12.5.30建告1399)



1.6 図4 屋外避難階段で出入口以外の開口部（1㎡以内の防火設備のはめごろし窓を除く。）があってはならない範囲



はめごろしと一体の片引戸があるため不可

1㎡以内の防火設備のはめごろし窓を連続して設ける場合、当該はめごろし窓相互間の部分は耐火構造の壁で区切られるものとし、窓枠等で区切られた場合は窓枠相互で区切った面積の合計が1㎡を超えることはできない。

1.6 図5 1㎡以内の防火設備のはめごろし窓の運用（建築物防火避難規定の解説より。）

(エ) 特別避難階段の構造（建基令123③）

- ① 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- ② 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- ③ 階段室、バルコニー、付室は、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ④ 階段室及び付室の天井、壁の仕上げ、下地は不燃材料で造る。
- ⑤ 階段室には、付室に面する窓、採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設ける。
- ⑥ 階段室、バルコニー、付室の外壁に開口部（1㎡以内のはめごろしの防火設備は除く。）を設ける場合は、他の外壁の開口部、壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90cm以上離すか、間に50cm以上突出したそで壁、ひさし等を設け、かつ、延焼のおそれのある部分以外に設けること。
- ⑦ 階段室には、付室以外の屋内に面して開口部を設けない。
- ⑧ 階段室のバルコニー、付室に面する窓は、はめごろし戸とする。
- ⑨ バルコニー、付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けない。

① II 第1 建築基準法関係

⑩ 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には、特定防火設備（建基令112⑩(2)）を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には防火設備（建基令112⑩(2)）を設ける。

⑪ 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

⑫ 15階以上又は地下3階以下の階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床部分の面積の合計は、当該階の居室の床面積に、100分の3（建基法別表第1（い）欄(1)項又は(4)項に掲げる用途に供する居室にあっては100分の8）を乗じたものの合計以上とする。

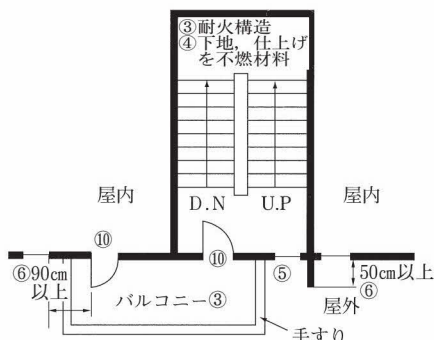
1.6 表4 15階以上の階又は地下3階以下の各階に通ずる特別避難階段の階段室及び付室等の床面積は、下表による面積の合計以上とすること。

居室の用途	階段室及び付室等の床面積の合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場等並びに百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場等	当該階における各居室の床面積の100分の8以上
その他	当該階における各居室の床面積の100分の3以上

建基法別表第1（い）欄

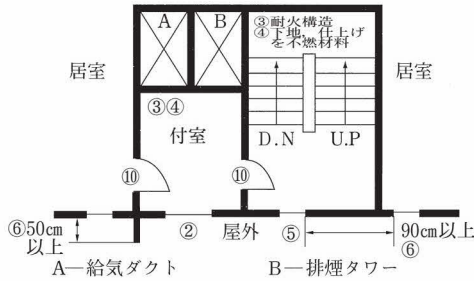
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

(4) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）



※⑤⑩は⑥により延焼のおそれのある部分以外

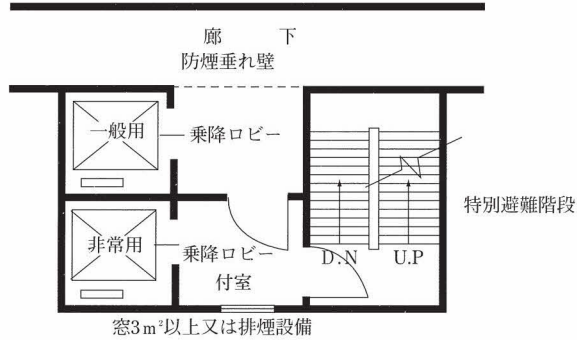
1.6 図6 バルコニー付特別避難階段



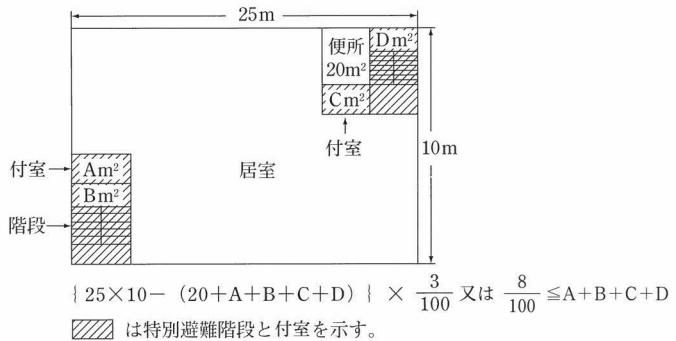
排煙は排煙設備の項を参照

※②⑤は⑥により延焼のおそれのある部分以外

1.6 図7 付室付特別避難階段

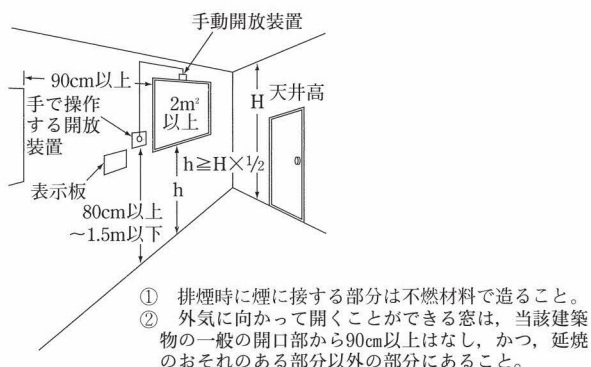


1.6 図8 非常用エレベーターの乗降ロビーと、特別避難階段の付室を兼用する場合 (S 45.12.28 建告1833)



1.6 図9

① II 第1 建築基準法関係



1.6 図10 外気に向かって開けることのできる窓の基準 (S44.5.1 建告1728)

ウ その他の階段

設置 非常時に実際に使用されている例も多いが、避難施設としてよりも日常必要施設として設けられており、建基法上構造基準は定められているが、設置基準は定められていない。

構造 階段は主要構造部であるので、建築物の耐火性能に応じた構造が要求され、また、主要構造部を準耐火構造とし、かつ3階以上の階又は地階に居室の有る建築物の階段は堅穴区画が義務付けられる。

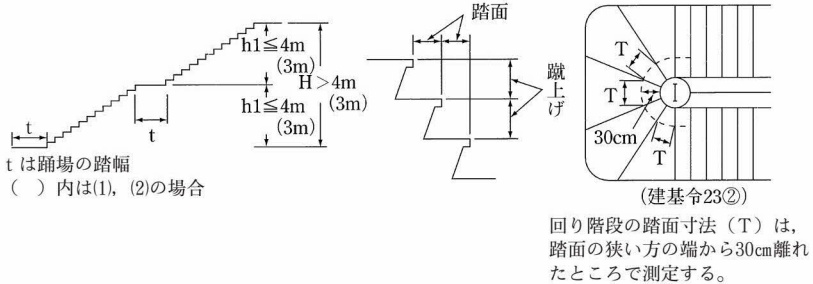
(2) 階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法

1.6 表5 階段及びその踊場の幅、階段の蹴上げ及び踏面の寸法など (建基令23, 24, 120, 121)

階 段 の 種 別	階段及びその踊場の幅	蹴上げの寸法	踏面の寸法	踊場位置
(1) 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)における児童用のもの	$\geq 140\text{cm}$	$\leq 16\text{cm}$	$\geq 26\text{cm}$	
(2) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。), 高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの。物販店舗(床面積の合計が1,500㎡を超える客用のもの), 劇場, 映画館, 公会堂, 集会場等の客用のもの	$\geq 140\text{cm}$	$\leq 18\text{cm}$	$\geq 26\text{cm}$	$H \leq 3\text{ m}$ ごと
(3) 直上階の居室の床面積の合計が200㎡を超える地上階又は居室の床面積が100㎡を超える地階又は地下工作物内のもの	$\geq 120\text{cm}$	$\leq 20\text{cm}$	$\geq 24\text{cm}$	$H \leq 4\text{ m}$ ごと

(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	$\geq 75\text{cm}$	$\leq 22\text{cm}$	$\geq 21\text{cm}$	$H \leq 4\text{m}$ ごと
(5)	屋外階段（直通階段）（建基令120, 121）	$\geq 90\text{cm}$	((1)から(4)までによる。)		
(6)	その他の屋外階段	$\geq 60\text{cm}$			
(7)	住宅の階段（共同住宅の共用のものを除く。)	$\geq 75\text{cm}$	$\leq 23\text{cm}$	$\geq 15\text{cm}$	
(8)	エレベーター機械室の階段（建基令129の9(5)）	規定なし	$\leq 23\text{cm}$	$\geq 15\text{cm}$	規定なし

直階段の踊場等



建基令25（階段等の手すり等）

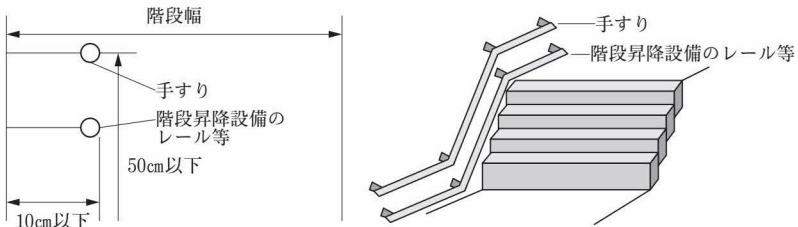
- ① 階段には、手すりを設けなければならない。
- ② 階段及びその踊場の両側（手すりが設けられた側を除く。）には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
- ③ 階段の幅が3mをこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、蹴上げが15cm以下で、かつ、踏面が30cm以上のものにあつては、この限りでない。
- ④ ①～③の規定は、高さ1m以下の階段部分には適用しない。

建基令129の9(5)（エレベーターの機械室）

(7)の場合で階段の両側に側壁等がない場合には、手すりを設ける。

建基令23(4)（階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法）

階段及び踊場に手すり及び階段昇降設備で高さ50cm以下のものを設けた場合、階段等の幅は手すり等の幅が10cmを限度に、ないものとみなして算定ができる。



① II 第1 建築基準法関係

1.7 防火区画に関する規制

関係法令等	建基法	建基令	建 告
第2条(用語の定義)		第109条(防火戸その他の防火設備)	平成12年5月第1360号 防火設備の構造方法を定める件
第26条(防火壁等)		第112条(防火区画)	平成12年5月第1369号 特定防火設備の構造方法を定める件
第36条(建基法第2章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準)		第113条(木造等の建築物の防火壁及び防火床)	平成12年5月第1422号 準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件
		第114条(建築物の界壁、間仕切壁、隔壁)	昭和48年12月第2563号 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件
			昭和48年12月第2564号 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件
			昭和48年12月第2565号 防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件
			平成12年5月第1376号 防火区画を貫通する風道に防火設備を設ける方法を定める件
			昭和49年12月第1579号 風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定
仙台市建築基準法運用指針 法第36条関係 防火区画 建築物の防火避難規定の解説 日本建築行政会議 編集			

注 令8の区画(12.5参照)

特例共住等の区画

スプリンクラー、連結散水代替区画

と共通でない事項があることに注意のこと。

1.7 表 1 防火区画基準一覧表 (建基令112)

種別	対象建築物	区画基準	区画の構造基準	緩和	
面積積準区耐火構造	主要構造部を耐火構造とした建築物 (建基令112①)	延べ面積が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごと	注1 1時間準耐火基準 (建基令112②) に適合する準耐火構造の床、壁又は特定防火設備 (建基令112①)	注3 劇場、映画館等の客席、体育館、工場等で用途上やむを得ない場合 注4 階段室又は昇降機の昇降路 (乗降ロビー含む) で左記基準で区画されたもの (建基令112④) 建築物の2以上の部分が生間部分に接する場合において、当該2以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさない場合は、特定防火設備で区画されているものとみなす (建基令112③)	
	準耐火建築物 (建基法2(9の3)) (建基令112①)	イ 準耐 主要構造部を準耐火構造としたもの (建基法2(9の3)イ)	延べ面積が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごと	注1に同じ	注3, 注4に同じ
		ロ 準耐1 外壁が耐火構造であり、かつ屋根を不燃材料としたもの (建基令109の3(1))			
		ロ 準耐2 柱及びはりを通材料とし、かつ外壁の延焼部分を防火構造としたもの (建基令109の3(2))			
	延焼防止建築物 (建基令136の2(1)ロ)、準延焼防止建築物 (建基令136の2(2)ロ)	延べ面積が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごと	注1に同じ	注3, 注4に同じ	
耐火構造	火災時倒壊防止建築物 (建基法21①)	火災時倒壊防止建築物とした建築物 (建基令109の5(1)) (通常火災終了時間が1時間以上のものを除く) (建基令112④)	延べ面積が500㎡を超えるものは、床面積の合計500㎡以内ごと	注2 注1 かつ防火上主要な間仕切り壁を準耐火構造とし、注5、注6のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せさせる	注5 天井の全部が強化天井 (大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたもの) である階 注6 準耐火構造の壁又は防火設備で区画されている当該部分の天井が強化天井であるもの (建基令112④) 注7 天井 (天井のない場合は屋根) 及び壁の内装仕上げを準不燃材料とした体育館、工場等 注8 天井 (天井のない場合は屋根) 及び壁の内装仕上げを準不燃材料とした注4に掲げるもの (建基令112⑥)
	火災時倒壊防止建築物 (建基法21①)	火災時倒壊防止建築物とした建築物 (建基令109の5(1)) (通常火災終了時間が1時間以上のもの) (建基令112⑤)	延べ面積が1,000㎡を超えるものは、床面積の合計1,000㎡以内ごと	注1に同じ	注7, 注8に同じ

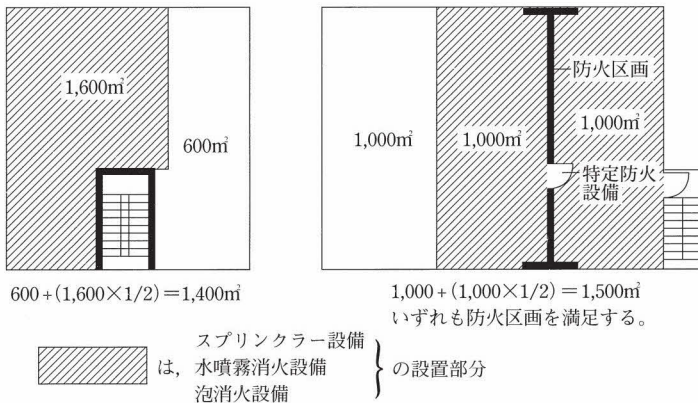
1 II 第1 建築基準法関係

準耐火構造区画	避難時倒壊防止建築物(建基法27①)	避難時倒壊防止建築物とした建築物(建基令110①)(特定避難時間が1時間以上のもをを除く)(建基令112④)	延べ面積が500㎡を超えるものは、床面積の合計500㎡以内ごと	注2に同じ	注5～注8に同じ
		避難時倒壊防止建築物とした建築物(建基令110①)(特定避難時間が1時間以上のもを)(建基令112⑤)	延べ面積が1,000㎡を超えるものは、床面積の合計1,000㎡以内ごと	注1に同じ	注7, 注8に同じ
	建基法別表第1(い)欄(5)項又は(6)項の用途に供する部分の床面積の合計が同表(に)欄に該当する特殊建築物(建基法27③(1))	準耐火建築物とした建築物(ロ準耐2(建基令109の3(2))又は1時間準耐火基準(建基令112②)を除く)(建基令112④)	延べ面積が500㎡を超えるものは、床面積の合計500㎡以内ごと	注2に同じ	注7, 注8に同じ
		建基法別表第2(と)項第4号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特殊建築物(建基法27③(2))	準耐火建築物とした建築物(ロ準耐2(建基令109の3(2))又は1時間準耐火基準(建基令112②))(建基令112⑤)	延べ面積が1,000㎡を超えるものは、床面積の合計1,000㎡以内ごと	注1に同じ
	準防火地域内において、3階建てで延べ面積が1,500㎡以下又は2階建てで延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物(建基令136の2(2))	準耐火建築物とした建築物(ロ準耐2(建基令109の3(2))又は1時間準耐火基準(建基令112②)を除く)(建基令112④)	延べ面積が500㎡を超えるものは、床面積の合計500㎡以内ごと	注2に同じ	注7, 注8に同じ
		準耐火建築物とした建築物(ロ準耐2(建基令109の3(2))又は1時間準耐火基準(建基令112②))(建基令112⑤)	延べ面積が1,000㎡を超えるものは、床面積の合計1,000㎡以内ごと	注1に同じ	注7, 注8に同じ
11階以上の部分	内装仕上げ、かつ下地を不燃材料で造ったもの(建基令112⑨)	各階の床面積の合計が500㎡を超えるものは、床面積の合計500㎡以内ごと	耐火構造の床、壁又は特定防火設備	階段室、昇降機の昇降路(乗降ロビー含む)、廊下等の部分又は床面積の合計が200㎡以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床、壁又は特定防火設備(内装又は下地仕上げが不燃、準不燃材料以外の場合)は防火設備)で区画された部分(建基令112⑩)	
	内装仕上げ、かつ下地を準不燃材料で造ったもの(建基令112⑧)	各階の床面積の合計が200㎡を超えるものは、床面積の合計200㎡以内ごと	上記に同じ		
	内装仕上げ、かつ下地を上記以外で造ったもの(建基令112⑦)	各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは、床面積の合計100㎡以内ごと	耐火構造の床、壁又は防火設備		
堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした建築物又は延焼防止建築物(建基令136の2(1)ロ)若しくは準延焼防止建築物(建基令136の2(2)ロ)で、地階又は3階以上の階に居室を有するものの堅穴部分(建基令112⑪)	階数が2以上ある長屋又は共同住宅の住戸、吹抜け、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース、その他これらに類する部分	当該堅穴部分以外の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備	注9 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜け、階段の部分等で内装仕上げを不燃材料でし、かつ下地を不燃材料で造ったもの注10 階数が3以下で延べ面積200㎡以内の一戸建て住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうち階数が3以下で、床面積の合計が200㎡以内のもの吹抜け、階段、昇降機の昇降路部分等の部分	

堅 穴 区 画	3階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限り）又は児童福祉施設等（入所する者の居室があるものに限り）の用途に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの（建基令112⑫）	階数が2以上ある長屋又は共同住宅の住戸、吹抜け、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース、その他これらに類する部分	当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は防火設備	火災時に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物として、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類並びに消火設備及び排煙設備の設置の状況及び構造を考慮して大臣が定めるものの堅穴部分（建基令112⑬）
	3階を建基法別表第1（い）欄(2)の用途（病院、診療所又は児童福祉施設等を除く。）に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの（建基令112⑬）	階数が2以上ある長屋又は共同住宅の住戸、吹抜け、階段、昇降機の昇降路、ダクトスペース、その他これらに類する部分	当該堅穴部分以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子等を除く）	
異 種 用 途 区 画	建築物の一部が建基法27①各号、②各号又は③各号のいずれかに該当する場合（建基令112⑭）	その部分とその他の部分を区画	注1に同じ	

- ※ スプリンクラー設備等を設けた部分の2分の1に相当する床面積を除く。（建基令112⑰）
- ※ 特定防火設備（建基令109に規定する防火設備であって、H12建告1369の構造方法によるもの）
- ※ 防火設備（建基法2（9の2）ロに規定する防火設備）
- ※ 面積区画、堅穴区画の場合には、防火区画に接する外壁は、接する部分を含み幅90cm以上の部分（通称スバンドレルという。）を準耐火構造とするか（当該部分に開口部がある場合は防火設備とすること）、又は、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮ること。（建基令112⑯、⑰）
- ※ 防火区画を貫通する給水管、配電管等による防火区画との隙間については、モルタルその他の不燃材料で埋める。（建基令112⑱）
- ※ 防火区画を貫通する換気、暖房、暖房設備の風道は、当該部分に特定防火設備で自動的に閉鎖し遮煙性能を有するものを設けること。（建基令112⑲）
- ※ 特定避難時間とは、特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間（建基令110(1)）

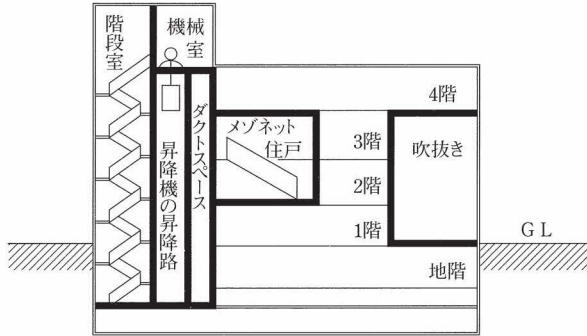
(1) 面積区画



1.7 図1 スプリンクラー設備等を設けた場合の面積区画の算定（建基令112⑰）

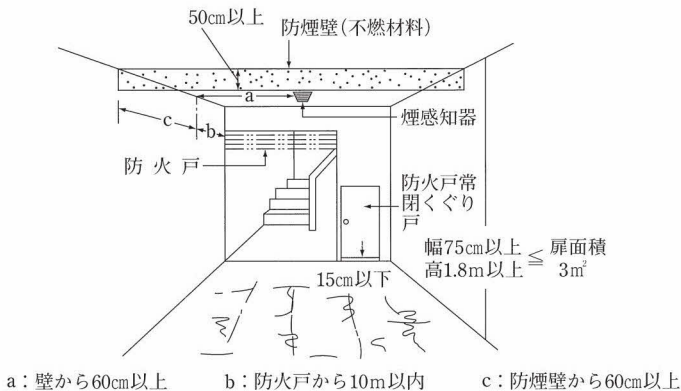
① II 第1 建築基準法関係

(2) 竪穴区画



- 注1 〰〰は、竪穴区画を形成するために必要な準耐火構造の床、壁、防火設備を示す。
- 注2 防火設備については、建基令112①、④、⑤などの防火区画又は建基令123③の特別避難階段の付室（バルコニー）入口などに該当する場合を除き、特定防火設備以外の防火設備が許容される。
- 注3 避難階とその直上階（又は直下階）のみに通ずる吹抜き・階段などは、周辺部分を含めて竪穴区画を形成すればよい。ただし、内装の仕上げ及び下地は、すべて不燃材料としなければならない。
- 注4 階数が3以下、延べ面積が200㎡以下の1戸建（長屋、共同住宅の住戸を含む。）の吹抜き・階段などは、竪穴区画の必要はない。

1.7 図2 竪穴区画（建基令112①～⑤）



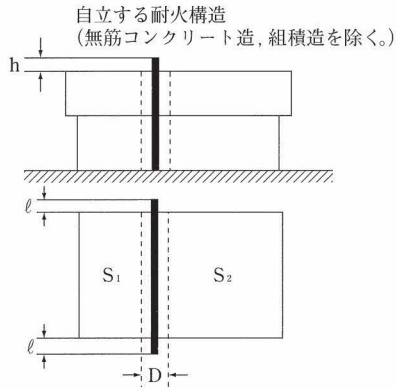
1.7 図3 煙感知器連動閉鎖防火戸の例（S48建告2563）

(3) 異種用途区画

特殊建築物の用途に供する部分や危険物を貯蔵又は処理する用途のものは他の部分と防火区画をしなければならない。

(4) 木造等の建築物の防火壁

1.7表1に掲げる防火区画のほか、大規模な建築物は床面積1,000㎡以内に自立する耐火構造の壁及び特定防火設備で区画しなければならない（耐火・準耐火建築物等を除く。）。



$$S_1, S_2 \leq 1,000 \text{ m}^2$$

$$h, l \geq 50 \text{ cm}$$

(ただし、 $D \geq 3.6 \text{ m}$ が耐火構造のときは、 h と l は必要ない。)

1.7 図4 木造等の建築物の防火壁 (建基法26, 建基令113)

① II 第1 建築基準法関係

(5) 防火戸

防火区画に用いる防火戸は、避難の際開放された場合でも自動的に閉鎖する機構、構造が要求される。

防火戸としての機能を考えると、常時閉鎖式が好ましいが、開閉が頻繁に行われる場所には、維持管理上不向きである。使われ方、使用場所等を考慮し開閉方式を決定する必要がある。

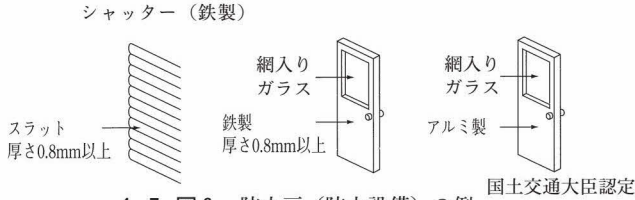
1.7 表2

使われ方	設置する区画	防火戸のタイプ	構 造
開閉が頻繁に行われない	①堅穴区画 ②面積区画 ③異種用途区画	常時閉鎖式防火戸	1 直接手で開放 可能 2 自動閉鎖機構 要 3 1枚の大きさ3㎡以内 4 感知器 不要 5 ストッパー 無
開閉が頻繁に行われる (常時閉鎖状態の保持が困難)	①堅穴区画 ②異種用途区画	常時開放式堅穴区画用防火戸	1 随時閉鎖 可能 2 煙感知器と連動する自動閉鎖機構で予備電源を備えたもの 要 3 遮煙性能 要 4 くぐり戸…常時閉鎖型防火戸を併設する場合を除き 要
	③面積区画	常時開放式面積区画用防火戸	1 随時閉鎖 可能 2 上記2又は熱感知器、温度ヒューズのいずれかと連動する自動閉鎖機構 要 3 遮煙性能 不問 4 上記4に同じ

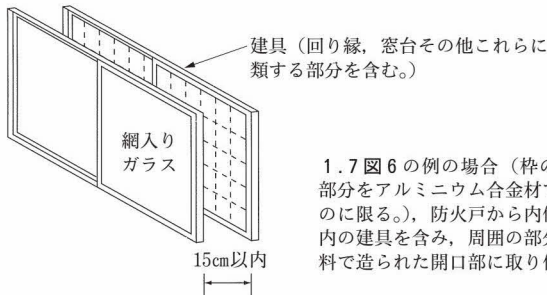
注 防火区画内に物品等が置かれ防火戸の閉鎖障害や避難障害になるため、防火区画は最小の面積とし、また、防火区画であることを床等に明示するのが望ましい。



1.7 図5 防火戸（特定防火設備）の例



1.7 図6 防火戸（防火設備）の例

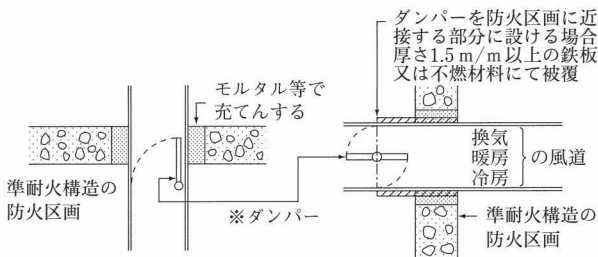


1.7 図6 の例の場合（枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）、防火戸から内側に15cm以内の建具を含み、周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付ける。

1.7 図7 H12.5.24建告1360・H12.5.25建告1369

(6) 防火区画とダンパー

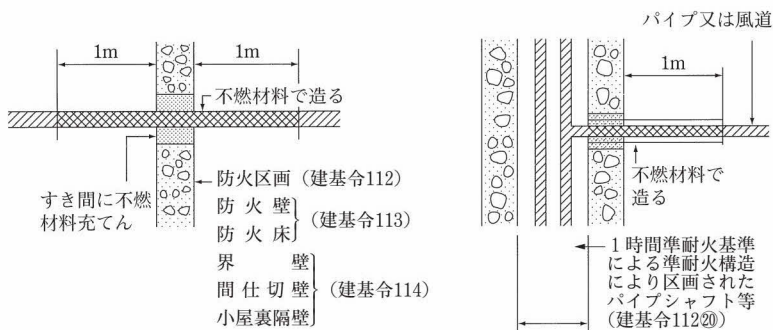
点検口は45cm角以上のものを設けること。その他は、5 II 第1 参照



注 ※印のダンパーは、① 厚さ1.5mm以上の鉄板 ② 煙感又は熱感 ③ 閉鎖した場合防火上支障のない遮煙性能を有するもの ④ 構造等基準（S48.12.28建告2565） ⑤ 排煙用風道は別記

1.7 図8 防火区画を貫通する設備風道のダンパー

1 II 第1 建築基準法関係

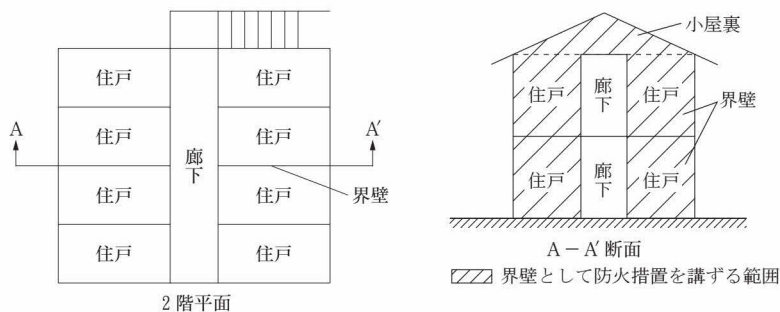


1.7 図9 防火区画, 界壁等における給水管等の貫通部分の構造の例

1.8 準耐火構造としなければならない壁 (建基令114)

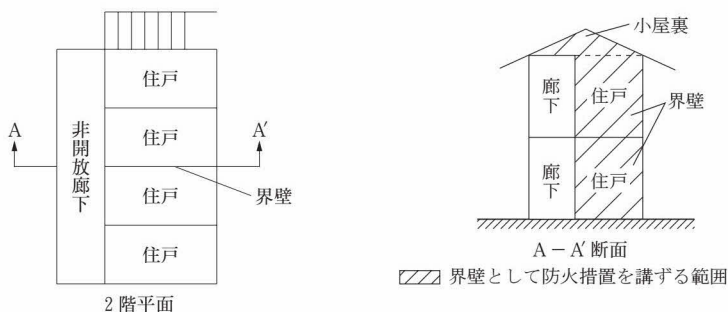
(1) 長屋, 共同住宅の場合

ア 中廊下形式の場合



1.8 図1

イ 開放されていない片廊下形式の場合



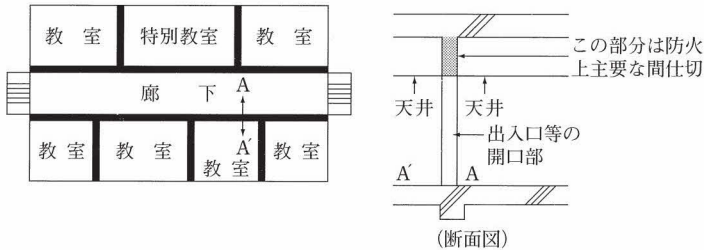
1.8 図2

注

- ① 自動スプリンクラー設備設置部分等，大臣が定めた部分の界壁の準耐火構造は不要となる。
 - ② 建基令112④に規定する一定の構造方法による強化天井にすることによって，小屋裏（天井裏）に達する必要はない。
- (2) 学校，病院，診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。），児童福祉施設等，ホテル，旅館，下宿，寄宿舍，マーケットの場合

ア 学校の場合

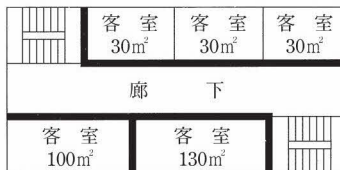
教室等相互を区画する壁及び教室等と廊下，階段等を区画する壁は，防火上主要な間仕切壁に該当する。ただし，出入口等と一体になっている不燃材料で造られたパーティション等は，防火設備を設けた開口部として扱う。



1.8 図3

- イ 病院，診療所，児童福祉施設等，ホテル，旅館，下宿及び寄宿舍の場合
病室，就寢室等の相互間の壁で，3室以下かつ100㎡以下（100㎡を超える室にあってはこの限りでない。）に区画する壁及び廊下，避難経路とを区画する壁を防火上主要な間仕切壁として扱う。

また，病室や就寢室等以外の室（居室以外の火災発生の少ない室を除く。）も同様に扱う。

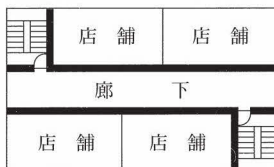


1.8 図4 旅館の場合

① II 第1 建築基準法関係

ウ マーケットの場合

店舗相互間の壁のうち重要なものを防火上主要な間仕切壁として扱う。



1.8 図5

エ 前記ア～ウに該当する建築物の火気使用室とその他の部分を区画する壁は、防火上主要な間仕切壁として扱う。

注

- ① **——**部分が防火上主要な間仕切壁に該当する部分であり、小屋裏又は天井裏にまで達すること。
- ② 防火上主要な間仕切壁について開口部は、規制対象外である。
ただし、(1)の界壁に開口部は不可（遮音構造を要求するため）。
- ③ 界壁及び防火上主要な間仕切壁を貫通する配管等がある場合には、建基令112⑳及び㉑を準用する。
- ④ 防火区画でないのでスパンドレルは不要である。
- ⑤ 建基令112④に規定する床面積200㎡以内ごとに準耐火構造の壁又は防火設備で区画され、自動スプリンクラー設備等を設けた場合のほか、大臣が定めた部分の間仕切壁として一定の措置を講じれば準耐火構造は不要となる。
- ⑥ 天井の全部が強化天井（大臣が定めた構造方法又は認定）である階又は準耐火構造の壁等で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるものは、小屋裏（天井裏）に達する必要はない。